

国府地域包括支援センター介護予防支援事業運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人創和会が設置する国府地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）に基づき、事業の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、センターの保健師等指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供し、利用者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 センターは、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行う。

2 センターは、事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、指定介護予防サービスの提供が、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

3 センターは、事業の実施に当たっては、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、自発的なサービス活動を行う住民を含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

(センターの名称及び位置)

第4条 事業を行うセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 国府地域包括支援センター

位置 栃木市惣社町228番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 センターに、管理者1人及び必要な担当職員を置く。

2 管理者は、センターの担当職員その他従事者の管理、利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を行う。

3 管理者は、専らその職務に従事するものとする。ただし、センターの管理に支障がない場合は、指定介護予防支援の提供に係る他の職務に従事することができるものとする。

4 担当職員は、指定介護予防支援の提供を行うものとし、その職種及び員数は、次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人以上

(2) 介護支援専門員 1人以上

(3) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人以上

5 管理者及び担当職員は、センターの指定介護予防支援の提供以外の職務に従事することができるものとする。

(業務日及び業務時間)

第6条 センターの業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

(1) 業務日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(2) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

2 前項の規定にかかわらず、利用者及びその家族からの電話による連絡を業務時間外においても受け付けるものとする。

(指定介護予防支援の提供方法等)

第7条 指定介護予防支援の提供は、基準第29条から第31条までの規定に基づいた介護予防のための効果的な支援方法に従って実施するものとし、利用者の相談を受ける場所は、センター内又は利用者の希望の場所とする。

2 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、国において定める介護報酬の額とする。

(事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、栃木市大宮町、平柳町2丁目、平柳町3丁目、今泉町1丁目、今泉町2丁目、仲仕上町、藤田町、久保田町、宮田町、高谷町、樋ノ口町、惣社町、柳原町、大光寺町、田村町、寄居町、国府町及び大塚町とする。

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合は、速やかにセンター、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

(ハラスメントの防止)

第10条 センターは、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの及び利用者又はその家族等から受ける身体的暴力、精神的暴力、性的な言動等であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(虐待の防止)

第11条 センターは、利用者の人権を擁護し、及び虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、担当職員への周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画)

第12条 センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 センターは、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第13条 センターは、センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員への周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(その他運営についての重要事項)

第14条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

3 管理者は、担当職員に、担当職員でなくなった後においても前項の秘密を保持させるため、その旨を記載した誓約書を採用時に提出させる等必要な措置を講じなければならない。

4 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲、業務量等について調整した上で行うものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。